

別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金交付要綱

制定	令和4年2月18日 別府市告示第56号
改正	令和4年4月18日 別府市告示第223号
改正	令和4年5月30日 別府市告示第273号 令和4年7月11日 別府市告示第331号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染者（以下「感染者」という。）となり保健所等から入院勧告等を受けたことにより、新型コロナウイルスの濃厚接触者（以下「濃厚接触者」という。）となり外出自粛の要請を受けたことにより、又は臨時休業等に伴い子どもの世話をを行うことが必要となったことにより、休業を余儀なくされ、かつ、休業中の収入が得られなかった者の暮らしを支援するため、予算の範囲内において別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校等 別表に定める施設及び事業をいう。
- (2) 子ども 出生の日から満12歳（障害のある者にあつては、満18歳）に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 臨時休業等 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 小学校等が新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン（令和3年2月19日文部科学省事務次官

通知)等に基づき、臨時休業又は利用の停止を行う場合

イ 子どもが感染者又は濃厚接触者となり、小学校等を休む必要がある場合

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図るため地方公共団体又は小学校等の設置者若しくは運営者から小学校等の利用を控えるよう要請された場合で、小学校等を休むとき。

エ 子どもについて、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認める場合で、小学校等を休むとき。

(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族(3親等内)をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 別府市内に居住していること。

(2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者、法人から報酬を得ている者又は事業活動を行う個人事業主若しくはその親族従事者であること。

(3) 感染者、濃厚接触者又は臨時休業等に伴い子どもの世話をを行うことが必要となった保護者で、そのために休業を余儀なくされたものであること。

(4) 休業に伴い、その期間の労働基準法第11条に規定する賃金(以下この号において「賃金」という。)、報酬、事業所得、同法第26条の規定による休業手当、健康保険法(大正11年法律第70号)第52条の規定による傷病手当金その他賃金又は事業所得の補填に当たる公的な給付金等(第4条第2項において「賃金等」という。)が得られないこと。

(5) 市税の滞納がないこと、又は市税を支払う意思を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)、暴力団(同

条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。)には、支援金の交付はしないものとする。

(支援金の交付対象の期間及び日数並びに額)

第4条 支援金の交付の対象となる期間は、令和4年1月5日から令和5年2月28日までとする。

2 支援金の交付の対象となる日数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 感染者である場合 感染が確認された日から入院、宿泊療養、保健所の決定による自宅療養が終了した日までの間のうち休業により賃金等が得られない日数。ただし、10日を上限とする。

(2) 濃厚接触者である場合 保健所等から外出自粛要請を受けた日から外出自粛要請の期間の最終日までの間のうち休業により賃金等が得られない日数。ただし、10日を上限とする。

(3) 臨時休業等に伴い子どもの世話をを行うことが必要となった保護者である場合 臨時休業等に伴い子どもの世話をを行うため、保護者が休業した日数のうち休業により賃金等が得られない日数。ただし、14日を上限とする。

3 支援金の額は、4,000円に前項に規定する日数を乗じて得た額とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請書」という。)は、別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たすことが確認できる書類

(2) 振込先口座の通帳等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、次の各号に掲げる場合に応じ、該当各号に定

める日までにしなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 前条第2項各号に定める日数の算定の対象となる日（以下この項において「対象日」という。）が令和4年1月5日から同年6月30日までの間である場合 同年9月30日

(2) 対象日が令和4年7月1日から同年9月30日までの間である場合 令和5年1月4日

(3) 対象日が令和4年10月1日から令和5年2月28日までの間である場合 同年3月31日

3 第1項本文の規定にかかわらず、申請者は、同項本文に規定する申請を前項本文に規定する期限までに電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

（支援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するほか、支援金を交付することを決定したときは、支援金を交付するものとする。

（支援金の交付決定の取り消し等）

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金の交付の条件に違反したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行する。

附 則（令和4年4月18日別府市告示第223号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年5月30日別府市告示第273号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年7月11日別府市告示第331号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

- 1 小学校等とは、次に掲げる施設及び事業をいう。
 - (1) 小学校
 - (2) 義務教育学校（前期課程に限る。）
 - (3) 各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）
 - (4) 特別支援学校（全ての部）
 - (5) 不登校の学齢児童の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校その他民間施設
 - (6) 放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項）
 - (7) 放課後等デイサービスを行う事業（児童福祉法第6条の2の2第4項）
 - (8) 幼稚園
 - (9) 保育所
 - (10) 認定こども園
 - (11) 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第9項から第12項まで）
 - (12) 認可外保育施設（児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出が行われた施設）
 - (13) へき地保育所（へき地保育事業の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第30号））
 - (14) 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）
 - (15) 病児保育事業（児童福祉法第6条の3第13項）
 - (16) 延長保育事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号）
 - (17) 子育て援助活動支援事業（児童福祉法第6条の3第14項）
 - (18) 子育て短期支援事業（児童福祉法第6条の3第3項）
 - (19) 児童心理治療施設（通所の用に供する部分に限る。）（児童福祉法第43条の2）
 - (20) 児童自立支援施設（通所の用に供する部分に限る。）（児童福祉

法第44条)

- (21) 児童発達支援を行う事業（児童福祉法第6条の2の2第2項）
- (22) 医療型児童発達支援を行う事業（児童福祉法第6条の2の2第3項）
- (23) 短期入所を行う事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項）
- (24) 日中一時支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項）
- (25別表) 地域活動支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号）

2 障害のある子どもについては、小学校等に次に掲げる施設も含むものとする。

- (1) 中学校及び義務教育学校（後期課程に限る。）
- (2) 高等学校
- (3) 中等教育学校
- (4) 高等専門学校（第1学年から第3学年まで）
- (5) 専修学校（高等課程に限る。）
- (6) 各種学校（中学校又は高等学校の課程に類する課程を置くものに限る。）
- (7) 不登校の学齢生徒の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校その他民間施設

別府市長 あて

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金 交付申請書

別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金交付要綱第5条の規定により、
次のとおり支援金の交付を申請します。

1 療養・自粛等期間

勤務先事業所・所属部署		
感染者と なった場合	①入院・療養した施設	
	②入院・宿泊療養・自宅療養期間 (陽性判明日)	年 月 日
	(入院、宿泊療養、自宅療養の最終日)	年 月 日
濃厚接触者と なった場合 <small>※濃厚接触者から感 染者になった場合、 ①・②も記載</small>	③外出自粛要請のあった保健所等	
	④外出自粛要請期間 (外出自粛要請の連絡を受けた日)	年 月 日
	(外出自粛要請期間の最終日)	年 月 日
	⑤PCR検査受検施設名	
	⑥PCR検査日	年 月 日

2 交付申請額

申請日数【A】	※②、④の期間のうち休業した日数	日
申請額	※【A】×4,000円	円

3 振込口座

※申請者本人名義の口座を記載

金融機関名	本支店名	預金種別	口座番号
		普通・当座
金融機関 コード	本・支店 コード	口座名義 (カタカナ)	

4 誓約・同意事項（該当する場合は、□欄にチェックをしてください。）

別紙「誓約・同意事項」の全ての事項について確認の上、誓約・同意します。

誓約・同意事項

- 1 申請にあたり、保健所・医療機関等に状況の確認をすることに同意します。
- 2 休業に伴い、その期間の賃金、報酬、事業所得、労働基準法に基づく休業手当、健康保険法に基づく傷病手当金その他賃金又は事業所得の補填に当たる公的な給付金等は、ありません。
- 3 私は、申請日時点で市税の滞納がない、又は今後誠意をもって市税を支払う意思があります。また、必要な場合は、支援金担当職員が税務担当課に照会することについて同意します。
- 4 私は、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下において同じ。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）ではありません。市が必要な場合には、警察に照会することについて同意します。また、照会で確認された情報は、今後、私が、市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。
- 5 申請書及び添付書類について、一切虚偽等ありません。
- 6 虚偽等が判明した場合は、別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金の交付決定の取消し及び返還命令を受けることがあることを理解し、当該命令を受けた場合には、これに異議を述べず、速やかに従います。

※不正受給は犯罪ですのでご注意ください。

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 就労証明書（個人事業主は就労申立書） <input type="checkbox"/> 健康保険証の写し（氏名・住所が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 直近の確定申告書の控えの写し（個人事業主のみ） <input type="checkbox"/> 振込先の通帳等の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）がわかる部分）
------------------	---

別府市長

あて

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金交付申請書

別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり支援金の交付を申請します。

1 臨時休業等になった子どもについて記入してください。

番号	子どもの氏名	学校等名・学年	臨時休業等 種類・期間
1			
2			
3			

2 世話をした保護者について記入してください。

記号	保護者	続柄	勤務先事業所・所属部署	休業日数
ア				
イ				
ウ				

3 臨時休業等及び世話をした保護者について記入してください。

子どもの欄：臨時休業等の状況【学校を休んだ日に○を記入】																	
保護者の欄：世話をした状況【世話をした保護者を上記「2の記号」で記入】																	
() 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	子ども																
	保護者																
	日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	子ども																
	保護者																
() 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	子ども																
	保護者																
	日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	子ども																
	保護者																
() 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	子ども																
	保護者																
	日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	子ども																
	保護者																

4 交付申請額

申請日数【A】 ※2の休業日数の合計	日
申請額 ※【A】×4,000円	円

5 振込口座

※申請者本人名義の口座を記載

金融機関名		本支店名		預金種別	口座番号
				普通・当座	
金融機関 コード		本・支店 コード		口座名義 (カタカナ)	

6 誓約・同意事項 (該当する場合は、□欄にチェックをしてください。)

下記の全ての事項について確認の上、誓約・同意します。

- 申請にあたり、小学校等に状況の確認をすることに同意します。
- 休業に伴い、その期間の賃金、報酬、事業所得、労働基準法に基づく休業手当、健康保険法に基づく傷病手当金その他賃金又は事業所得の補填に当たる公的な給付金等は、ありません。
- 私は、申請日時時点で市税の滞納がない、又は今後誠意をもって市税を支払う意思があります。また、必要な場合には、支援金担当職員が税務担当課に照会することについて同意します。
- 私は、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下において同じ。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）ではありません。市が必要な場合には、警察に照会することについて同意します。また、照会で確認された情報は、今後、私が、市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。
- 申請書及び添付書類について、一切虚偽等ありません。
- 虚偽等が判明した場合は、別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金の交付決定の取消し及び返還命令を受けることがあることを理解し、当該命令を受けた場合には、これに異議を述べず、速やかに従います。

※不正受給は犯罪ですのでご注意ください。

添付書類	<input type="checkbox"/> 就労証明書（個人事業主は就労申立書） <input type="checkbox"/> 健康保険証の写し（氏名・住所が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 直近の確定申告書の控えの写し（個人事業主のみ） <input type="checkbox"/> 振込先の通帳等の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）がわかる部分） <input type="checkbox"/> 学校等からの臨時休業等のお知らせ（ない場合は添付不要）
------	---

様

別府市長

別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金の交付について、下記のとおり決定したので、別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

以上

1 交付する。

支援金交付決定額

円

2 交付しない。

理由